平成２８年（フ）第８２３５号
埼玉県戸田市美女木４丁目２番地の６
破産者　レクパック株式会社
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４３５号
東京都江東区牡丹３―22―３、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区牡丹２丁目２番３号
破産者　株式会社イフアール
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８３号
栃木県佐野市大橋町3225番地15　腰高アパートＡ棟、前住所栃木県佐野市堀米町1693番地
破産者　向里二三夫
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第７８８号
宮城県塩竈市北浜４丁目10番１号　市営北浜住宅507号、開始決定時の住所宮城県塩竈市尾島町24―20　サンパティオ佐彦805号
破産者　菅野　　勉
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目１番地　ダイカンプラザＣＩＴＹ　１―803
破産者　髙野　雄安
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１９７号
長野県松本市寿北５丁目34番23号　ケアハウスなごみ松本
破産者　山田　久夫
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２０８７号
名古屋市中川区法華２丁目９番地　アンコールヴィラ701号、従前の住所名古屋市中川区江松１丁目202番地の１
破産者　安井　正三
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００号
鳥取県東伯郡三朝町大字余戸326番地
破産者　岸田　祐一
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３２号
北海道北斗市中野通３丁目12番10号　ウィルモアライフ　201
破産者　釣谷　浩樹
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１０号
愛知県瀬戸市若宮町３丁目86番地の６、開始決定時の住所愛知県瀬戸市若宮町３丁目117番地の３
破産者　長谷部益大
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３９８号
愛知県名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘Ｔ－６棟403号、開始決定時の住所愛知県名古屋市名東区香坂1402番地　扇マンション405号
破産者　鈴木　靖子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
千葉県八千代市大和田809番地２　中央パレス107
破産者　島田　芳明
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５２３号
愛知県名古屋市中区橘１丁目６番25号　サンフィールド501号、開始決定時の住所静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑1181番地の２
破産者　飯田　　広
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８３９号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―710、前住所京都府京田辺市草内当ノ木１番地の20　201号
破産者　今西　基一
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９９号
京都府京田辺市河原東久保田３番地　12―302
破産者　石井商店こと　石井　　隆
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
広島市安佐南区大町東３丁目２番35―201号
破産者　島川　雅志
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部